

# 令和6年度 高浜市パブリックコメント条例 運用状況の公表について

## 1 公表の根拠

○高浜市パブリックコメント条例（平成24年高浜市条例第23号）

（運用状況の公表）

第10条 市長は、毎年度1回、行政によるこの条例の運用状況を取りまとめ、広報その他適当な方法により公表するものとする。

2 第3条第2項第2号から第4号までの規定によりパブリックコメントを実施しなかった政策等及び前条のアンケートに係る事項については、前項の公表を行わないものとする。

## 2 運用状況一覧

### (1) パブリックコメントを実施した政策等

No.	パブリックコメントを実施した政策等の内容	担当所属等	パブリックコメント実施期間	提出件数	提出人数	結果				
						修正	加筆	原案どおり	意見承り	その他
1	第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画(案)	こども育成 G	令和6年12月20日～令和7年1月10日	3件	3人	0件	0件	0件	2件	1件
2	第2次いのち支えるたかはま自殺対策計画(案)	健康推進 G	令和7年1月20日～2月3日	1件	1人	0件	0件	0件	1件	0件
3	第3次健康たかはま21(案)	健康推進 G	令和7年1月20日～2月3日	0件	0人	0件	0件	0件	0件	0件
4	高浜市DX推進計画(案)	ICT推進 G	令和7年2月10日～2月25日	9件	4人	0件	0件	6件	2件	1件
合計件数 4件				13件	8人	0件	0件	6件	5件	2件

※ 結果欄の「修正」とは、意見に基づいて原案を修正したもの、「加筆」とは、原案に対する意見により原案に加筆したもの、「原案どおり」とは、意見を検討しましたが原案どおりとさせていただいたもの、「意見承り」とは、原案の内容以外の意見を承ったもの、「その他」とは感想やご質問などです。

### (2) 高浜市パブリックコメント条例第3条第2項第1号の規定によりパブリックコメントを実施しなかった政策等

No.	パブリックコメントを実施しなかった政策等の内容	担当所属等	パブリックコメントを実施しなかった理由
	該当なし	-	-
合計件数 0件			